

第4章 平成 27 年鹿児島県産業連関表作成の概要

平成 27 年鹿児島県産業連関表作成の概要

第1節 作成の基本方針

1 作成の目的

産業連関表は、一定期間(通常1年間)の県内における財・サービスの生産に伴う、産業相互間の依存関係の実態や、各産業の供給と最終需要との関係、各産業により生産される財・サービスの費用構造などを1つの表にまとめたものである。

産業連関表は、これをそのまま読み取るだけでも、県経済構造の現状を把握・分析することができるが、産業連関表から導かれる逆行列係数などの係数を用いることにより、最終需要や生産の変化が経済全体にどのような波及効果を及ぼすかを、計量的に明らかにすることができる。

本県では、昭和50年鹿児島県産業連関表から概ね5年ごとに作成しており、今回平成27年表を作成したものである。

2 対象年次、範囲及び記録の時点

平成27暦年(1月1日～12月31日)の本県における財・サービスの生産活動及び取引を対象とする。記録の時点は、原則として、生産活動や取引が実際に行われた時点で記録する「発生主義」とする。

3 表の形式

本県の産業連関表は、全国と同様に地域内競争移輸入表とする。

(1) 地域内表と地域間表

地域内表とは、特定の一地域内の生産活動を取り上げて、その投入・産出構造を中心に記録したものであり、他の地域との取引は移輸出入として一括して取り扱う。

これに対し、地域間表とは、二つ以上の地域の生産活動を取り上げて、それぞれの地域内の投入・産出構造とともに地域相互間の取引を明示した表である。

(2) 競争移輸入型と非競争移輸入型

競争移輸入型とは、移輸入品と県産品とを区別せずに一括して各需要項目に計上し、移輸入分については、列部門として移輸入部門を設け、同種の県産品の行部門との交点に品目別移輸入額をマイナスで計上する方式である。

これに対し、非競争移輸入型とは、同種の品目であっても、移輸入品と県産品とを区別して需要部門に配分する方式である。

4 価格の取扱い

(1) 生産者価格と購入者価格

各財・サービスの投入・産出額をすべて生産者価格(工場渡し価格)で評価し、生産者から消費者へ至る間に付加された流通コスト(商業マージン及び貨物運賃)は、需要部門が流通部門(商業部門及び運輸部門)から一括して投入するという取り扱いをした表を「生産者価格評価表」という。

これに対し、各財・サービスの投入・産出額を、すべて流通コストまで含めた購入者価格で評価した表を「購入者価格評価表」という。

本県産業連関表は、「生産者価格評価表」で作成されている。

(2) 実際価格と統一価格

実際価格とは、輸出価格と国内価格の相違や電力料金における業務用電力と家庭用電力価格の相違など、同一の財で需要部門によって取引価格が異なる場合、これを実際の取引価格で評価する方法である。

これに対し、統一価格とは、同一の財については、実際取引の如何を問わず、平均的な統一価格で評価する方法である。

本県産業連関表は、「実際価格」で作成されている。

(3) 輸出入品の価格評価

輸出入品の価格評価については、普通貿易の輸入はCIF価格（運賃・保険料を含む価格，Cost Insurance and Freight），普通貿易の輸出はFOB価格（本船渡し価格，Free On Board）である。

(4) 固定資本減耗の評価

無形固定資産及び有形固定資産のうち社会資本以外の部分において簿価評価が残っていた国民経済計算が、基準改定により時価評価に統一されたことを受け、平成 23 年産業連関表から時価評価方式により推計した。

(5) 消費税

消費税の評価方法は、各取引額に消費税額を含むいわゆる「グロス表示」である。

なお、各産業の納税額は、粗付加価値部門の「間接税」に含めている。

5 部門分類

部門分類は、原則として生産活動ベース(アクティビティ・ベース)とする。

本県の産業連関表は、アクティビティ・ベースによる基本分類を行 509 部門、列 391 部門に設定し、基本分類で作成作業を行った後、統合分類に統合処理し各表を作成している。

平成 27 年表における主な変更は、次のとおりである。

(1) 小麦

別掲していた輸入品の行部門を統合し、「小麦」とする。

(2) 大麦

別掲していた輸入品の行部門を統合し、「大麦」とする。

(3) 大豆

別掲していた輸入品の行部門を統合し、「大豆」とする。

(4) 果実

行部門「かんきつ」、「りんご」、「その他の果実」を統合し、「果実」とする。

(5) 他に分類されない食用耕種作物

行部門「油糧作物」を行部門「他に分類されない食用耕種作物」に統合する。

(6) その他の畜産

行部門「羊毛」を行部門「他に分類されない畜産」と統合し、「その他の畜産」とする。

(7) 素材

別掲していた輸入品の行部門を統合する。

(8) 海面漁業

別掲していた輸入品の行部門を統合する。

- (9) その他の鉱物
列部門については、「金属鉱物」を「その他の鉱物」と統合する。なお行部門は平成 23 年表と同様とする。
- (10) 畜産食料品
小分類「食肉」,「畜産食料品」を統合する。
- (11) その他の畜産食料品
「畜産びん・かん詰」に含まれていた食肉びん・かん詰及び「その他の食料品」に含まれていた畜産食料品を「肉加工品」に統合し,「その他の畜産食料品」とする。
- (12) 農産保存食料品
「農産びん・かん詰」のうち野菜ジュース以外を「農産保存食料品(びん・かん詰めを除く。)」に統合し,「農産保存食料品」とする。
- (13) その他の食料品
「畜産びん・かん詰」のうち調理特殊かん詰を本部門に統合する。また,本部門に含まれていた畜産食料品を分割し,「その他の畜産食料品」に統合する。
- (14) 清涼飲料
「農産びん・かん詰」のうち野菜ジュースを本部門に統合する。
- (15) 合板・集成材
本部門に含まれていた床板を本部門から分割し,列部門「その他の木製品」,行部門「建設用木製品」に統合する。
- (16) その他の木製品
「合板・集成材」に含まれていた「床板」を列部門「その他の木製品」及び行部門「建設用木製品」に統合する。
- (17) 環式中間物・合成染料・有機顔料
列部門については,「合成染料・有機顔料」を「環式中間物」と統合し,「環式中間物・合成染料・有機顔料」とする。なお行部門は平成 23 年表と同様とする。
- (18) 化学繊維
列部門については,「レーヨン・アセテート」を「合成繊維」と統合し,「化学繊維」とする。なお行部門は平成 23 年表と同様とする。
- (19) その他のゴム製品
列部門については,「ゴム製・プラスチック製履物」を「その他のゴム製品」と統合する。なお行部門は平成 23 年表と同様とする。
- (20) なめし革・革製品・毛皮(革製履物を除く。)
列部門については,「製革・毛皮」を「かばん・袋物・その他の革製品」と統合し,「なめし革・革製品・毛皮(革製履物を除く。)」とする。なお行部門は平成 23 年表と同様とする。
- (21) フラットパネル・電子管
細分類 2815「液晶パネル・フラットパネル製造業」の内訳である「その他のフラットパネル」を「電子管」と統合し,「フラットパネル・電子管」とする。
- (22) 記録メディア
「その他の電子部品」に含まれていた「半導体メモリメディア」を統合し,「記録メディア」とする。
- (23) その他の電子部品
「その他の電子部品」に含まれていた「その他のフラットパネル」を「フラットパネル・電子管」に,「半導体メモリメディア」を「記録メディア」にそれぞれ統合する。

(24) 事業用発電(火力発電を除く。)

「事業用原子力発電」と「水力・その他の事業用発電」を統合し、「事業用発電(火力発電を除く。)」とする。

(25) 生命保険

「社会保険事業★★」に含まれていた社会保障基金に該当しないもの(国民年金基金, 国民年金基金連合会, 厚生年金基金, 企業年金基金, 企業年金連合会, 独立行政法人農業者年金基金(旧年金を除く。), 独立行政法人中小企業基盤整備機構(小規模企業共済勘定), 独立行政法人勤労者退職金共済機構等)を本部門に統合する。

(26) 水運施設管理(国公営)★★

「公営事業会計_地方公営企業_港湾事業」について, 既存の「水運施設管理★★」から分割して整理し, 「水運施設管理(国公営)★★」とする。

(27) 水運施設管理

既存の「水運施設管理★★」を分割し, 本部門を特掲する。

(28) 航空施設管理(公営)★★

自動車安全特別会計空港整備勘定については, 既存の「航空施設管理(国公営)★★」から「航空施設管理」の範囲へ変更し, 「航空施設管理(公営)★★」とする。

(29) 航空施設管理

自動車安全特別会計空港整備勘定については, 「航空施設管理」の範囲へ含めて整理する。

(30) 郵便・信書便

「その他通信サービス」に含まれていた日本標準産業分類 862「郵便局受託業」の郵便に係る活動を統合する。

(31) 固定電気通信

「その他の電気通信」及び「その他の通信サービス」に含まれていた有線放送伝を統合。ただし, 日本標準産業分類の小分類371「固定電気通信業」のうち, サーバ・ハウジング・サービス, サーバ・ホスティング・サービスを除く活動を範囲とする。

(32) 電気通信に附帯するサービス

「その他の通信サービス」に含まれていた有線放送伝を「固定電気通信」に統合。また, 簡易郵便局の郵便事業及び郵便切手類販売所(手数料)を「郵便・信書便」に統合し, かつ, 「その他の通信サービス」を「電気通信に附帯するサービス」とする。

(33) 社会保険事業★★

本部門に含まれていた社会保障基金に該当しないもの(国民年金基金, 国民年金基金連合会, 厚生年金基金, 企業年金基金, 企業年金連合会, 独立行政法人農業者年金基金(旧年金を除く。), 独立行政法人中小企業基盤整備機構(小規模企業共済勘定), 独立行政法人勤労者退職金共済機構等)を分割し, 「生命保険」に統合する。

(34) 保育所

「保育所」を新設する。

(35) 飲食店

「飲食サービス」を「飲食店」及び「持ち帰り・配達飲食サービス」に分割する。

(36) 持ち帰り・配達飲食サービス

「飲食サービス」を「飲食店」及び「持ち帰り・配達飲食サービス」に分割する。

(37) 福利厚生費

本部門に含まれていた娯楽・スポーツ費を「その他の給与手当」に含める。

(38) 国内総固定資本形成(公的)

定義・範囲を拡張。また、建築に係る「建設補修」部門の産出のうち、機能や耐用年数の向上を伴う工事は固定資本形成と見なし、同部門に含める。

(39) 国内総固定資本形成(民間)

定義・範囲を拡張。また、建築に係る「建設補修」部門の産出のうち、機能や耐用年数の向上を伴う工事は固定資本形成と見なし、同部門に含める。

(40) 原材料在庫純増

定義・範囲を拡張。

(41) その他の給与及び手当

「福利厚生費」に含まれていた娯楽・スポーツ費を本部門に含める。

(42) 営業余剰

「間接税(関税・輸入品商品税を除く。)」に含まれていた地方法人特別税を本部門に含める。

(43) 間接税(関税・輸入品商品税を除く。)

本部門に含まれていた地方法人特別税を「営業余剰」に含める。

(44) 調整項

調整項部門自体は削除するものの、調整項相当額を各部門の取引額から控除せず、輸出部門に計上する形として、その推計によって国内生産額に影響を及ぼさない対応とする。

6 特殊な扱いをする部門

(1) 商業及び運輸部門

通常のエconomic取引では、生産者と需要者が直接取引することは少なく、一般的には商業及び運輸部門を経由して行われるものである。これを取引の流れに従って忠実に記録しようとするれば、産業間取引の実態は非常に分かりにくいものとなる。

このため産業連関表では、取引は供給部門と需要部門の間で直接行われたように記述し、その上で、商業マージン及び貨物運賃を需要者の経費として一括計上することとしている。

(2) コスト商業とコスト運賃

前記(1)のような通常の流れ経費とは別に、生産活動を行う上で直接的な経費として扱われる商業活動及び運輸活動も存在する。これらに伴う経費については、「コスト商業」、「コスト運賃」と呼び、各列部門の生産活動に要したコストとして、列部門の各産業と行部門の「商業」及び「運輸」との交点に計上する。

(3) 屑・副産物

ある生産活動を行う場合に、生産の目的とする生産物のほか、同時に別の生産物が生産される場合がある。この同時に生産された生産物を、主生産物として生産する部門が他にある場合を「副産物」とし、ない場合を「屑」とする。

本県取引基本表では、行部門を商品分類により作成することから、生産活動の結果として発生する商品について、いずれかの行部門に対応させる必要があるため、「屑・副産物」については、全国表と同様にマイナス投入方式(ストーン方式)により処理する。

(4) 帰属計算

帰属計算とは、具体的な取引は行われていないものの、実質的な効用が発生し受益者が存在している場合、又は、生産活動や取引の大きさを直接計測できない場合に、類似の商品に係る市場価格で評価する等の方法により記録することをいう。

平成27年表では次の内容について帰属計算を行った。

- ① 金融仲介サービス
- ② 生命保険及び損害保険の保険サービス
- ③ 持家住宅及び給与住宅に係る住宅賃貸料

(5) 仮設部門

産業連関表の内生部門は、商品又はアクティビティに基づき設定したが、その中には、独立した一つの産業部門とは考えられないものが含まれている。これらは、産業連関表の作成・利用上の便宜等を考慮して「仮設部門」として設けたものである。仮設部門には粗付加価値額は計上しない。

平成27年表では次の部門を仮設部門とした。

- ① 鉄屑, 非鉄金属屑及び古紙
- ② 自家輸送(旅客自動車, 貨物自動車)
- ③ 事務用品

(6) 物品賃貸業

物品を使用した部門に経費を計上する「使用者主義」と、物品を所有する部門に経費等を計上する「所有者主義」の二つの考え方が存在する物品賃貸業については、「所有者主義」により推計した。

また、「不動産賃貸業」及び「労働者派遣サービス」についても、「所有者主義」で推計した。

(7) 分類不明

「分類不明」は、一般的に、いずれの部門にも属さない取引活動をひとまとめにして計上するためのものであるが、産業連関表では、このような意味合いのほか、行及び列部門の推計上の残差の集積部門としての役割をも持たせている。

7 県民経済計算との相違点

本県経済に関する主な統計資料として、産業連関表のほかに県民経済計算があるが、推計方法が異なるほか、下表のとおり相違点がある。

主な相違点	県民経済計算	産業連関表
対象期間	会計年度	暦年
部門分類	事業所単位	産業活動単位(≒生産商品単位)
家計外消費支出の取扱い	中間投入に計上	粗付加価値額
作成周期	毎年度	概ね5年ごと
生産額の意味	付加価値額	出荷額(≒県民経済計算における産出額)

※ 家計外消費支出とは、企業の交際費、福利厚生費等からなる。

第2節 県内生産額の推計方法

県内生産額とは、産業連関表の右端と下端に計上する数値で、県内における部門ごとの1年間の生産及び取引の総額である。

県内生産額は、まず始めに推計する係数であり、投入額等は県内生産額を確定させた上で、その内訳として推計する。このため、県内生産額に誤りがあると自部門の投入額等の推計のみならず、他部門の投入額等にまで影響を及ぼす。このように、県内生産額は、取引基本表の行部門及び列部門両面のいわば「制御値」として極めて重要なものであり、このような位置づけから、コントロール・トータルズ(control totals), 略して「CT」と呼ばれることが多い。

部門別の県内生産額の推計に当たっては、各部門に含まれる財・サービスについて、できる限り細かく分割・把握した方が、取引基本表の精度向上につながるとされていることから、原則として約3,400の細

品目分類ごとに推計を行い、これを積み上げて基本分類の行部門別及び列部門別の県内生産額を推計した。

推計方法については、主に「生産数量×単価」又は「全国生産額×本県分の対全国比率」などにより県内生産額を推計した。

推計に使用した主な統計資料等

部門名	主な推計資料
農業	生産農業所得統計, 鹿児島農林水産統計年報, 全国産業連関表国内生産額
林業	生産林業所得統計, 木材需給報告書, 全国産業連関表国内生産額
漁業	漁業・養殖業生産統計, 全国産業連関表国内生産額, 県民経済計算
鉱業	経済センサス活動調査, 全国産業連関表国内生産額, 県民経済計算
製造業	経済センサス活動調査, と畜場統計調査, 全国産業連関表国内生産額
建設業	建設総合統計年度報, 建築統計年報, 全国産業連関表国内生産額
電力・ガス・水道	電気事業便覧, ガス事業年報, 経済センサス活動調査
商業	経済センサス活動調査, 全国産業連関表国内生産額, 県民経済計算
金融・保険	日本銀行統計(預金・貸出残高), 全国産業連関表国内生産額
不動産	経済センサス活動調査, 全国産業連関表国内生産額, 県民経済計算
運輸・郵便	交通関係統計資料集, 航空輸送統計年報, 鉄道輸送統計年鑑, 県民経済計算
情報通信	経済センサス活動調査, テレコムデータブック, 全国産業連関表国内生産額
公務	経済センサス基礎調査, 全国産業連関表国内生産額, 県民経済計算
サービス	経済センサス活動調査, 全国産業連関表国内生産額, 学校基本調査報告書, 医療費の動向, 宿泊旅行統計, 特定サービス産業実態調査

